

石川県回復期リハビリテーション病棟連絡協議会 会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会は、石川県回復期リハビリテーション病棟連絡協議会（以下「本会」という）と称す。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を石川県金沢市赤土町二 13-6（石川県済生会金沢病院内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、石川県の回復期リハビリテーション病棟の質の向上を図り、リハビリテーション医療の発展及び保健・医療・福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会、学術大会等の開催
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、本会の目的・趣旨に賛同した回復期リハビリテーション病棟又はそれに準ずる病棟をもつ病院とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的・趣旨に賛同した法人・個人等とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする病院は、入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当したときは、役員会の決議によって会員資格を喪失する。
 - (1) 会費を2年以上滞納したとき
 - (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する重大な行為をしたとき
 - (3) その他正当な事由があるとき

第4章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上、3名以内
- (3) 運営委員 各施設1名以上
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第9条 会長は、会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 運営委員は、会務を実行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会の会計事務を監査すること。
 - (2) 会計事務について不正の事実を発見したときに役員会に報告すること。
また、これを報告するため必要があると認めるときは、役員会の招集を請求すること。

(役員を選任)

第10条 運営委員は、会員施設から推薦された者とする。

- 2 会長及び副会長は、役員会の決議によって運営委員の中から選任する。
- 3 監事は、役員会の決議によって選任する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は1年とする。(ただし、再任を妨げない。)

- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

第5章 役員会

(役員会の種類)

第12条 役員会は、定期役員会と臨時役員会とする。

- 2 定期役員会は、年4回開催する。
- 3 臨時役員会は、会長が必要と認めるときに招集することができる。

(役員会の定足数)

第13条 役員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した運営委員は、出席者とみなす。)

(役員会の招集と審議)

第14条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
 - (4) 会則等の改正に関する事項
 - (5) 事業の運営に関する事項
 - (6) その他の重要事項
- 3 役員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

第15条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数（委任状を提出した会員も含む。）
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第6章 会計および事業

(会計)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第17条 会員は、本会が指定する方法により次の会費を納入するものとする。

- (1) 正会員 年額1万円
 - (2) 賛助会員 年額1万円以上
- 2 年度途中の入会または退会の場合であっても、年会費の納入を要するものとする。

(事業年度及び会計年度)

第18条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第19条 会則の変更は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(解散)

第20条 本会の解散は、役員会の4分の3以上の同意を必要とする。

- 2 解散時に有する残余財産は、役員会の決議を経て公益を目的とする団体に贈与するものとする。

第8章 雑則

第21条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成19年6月22日から施行する。
- 2 平成19年度の事業年度及び会計年度は平成19年6月22日に始まり、平成20年3月31日に終わる。
- 3 この会則は、平成21年4月1日より一部改変し施行する。
- 4 この会則は、平成25年6月1日より一部改変し施行する。
- 5 この会則は、平成27年6月1日より一部改変し施行する。
- 6 この会則は、令和2年6月1日より一部改変し施行する。